



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 16号 2009.12.7 社会政策研究所

「『控除』から『手当』へ」：障害者施策での所得保障政策への影響は？

一般に、所得保障の仕組みとして、就労による稼働所得、年金給付、手当支給、控除・減免があります。この4点目に当たる所得税の控除＝所得税を減税する方法。これには、税金そのものから一定額を差し引く「税額控除」や、所得税を計算するもとになる課税対象額を減らすことで税負担を軽くする「所得控除」があります。つまり、控除の廃止・圧縮は増税となるということです。障害者の所得保障を求めて来た側からすると、控除の廃止・圧縮は逆向きの動きです。このような基礎知識の上で最近の報道を見てほしいと思います。

12月4日の朝日新聞の記事・・・政府税制調査会は3日に企画委員会を開き、2010年度税制改正で、所得税を減税する「扶養控除」を廃止する方針を固めた。鳩山政権の目玉政策である「子ども手当」の財源にあてる。

増税となるため、障害者向けには新しい控除を創設する方針だ。廃止・圧縮を検討してきた「配偶者控除」「特定扶養控除」「給与所得控除」は11年度改正の課題に先送りする。

■所得税の主な控除と政府税調の方針

	対象	控除額	方針
基礎控除	すべての人	38万円	見直さず
配偶者控除	配偶者を扶養する人		先送り
扶養控除	15歳以下の家族を扶養する人		廃止
扶養控除	23～69歳の家族を扶養する人		廃止
特定扶養控除	16～22歳の家族を扶養する人	63万円	先送り
給与所得控除	給与所得のあるサラリーマンなど	年収に応じた割合を控除	先送り

民主党はマニフェスト（政権公約）に「『控除』から『手当』へ」と明記。扶養家族1人当たり38万円を課税所得から差し引く所得税の扶養控除を廃止して、子ども手当の財源にあてる方針を掲げていた。所得税は1～12月の暦年で把握するため、11年1月からの実施となる。企画委は子ども手当の支給対象にならない23～69歳の扶養家族についても、廃止を打ち出した。基本的には働いて生計を維持することが可能な世代だ、との考え方からだ。

ただ、障害などで働けない人などに配慮して「成年障害者等扶養控除（仮称）」を創設する。現行の「障害者控除」の対象者や要介護認定を受けている人など向けに、税額から一定額を差し引く「税額控除」方式を採用する。（以下省略）

上記の企画委員会を受けて、翌日開催された平成21年度第19回政府税制調査会(12月4

日)資料を掲載します。

成年障害者等扶養控除（仮称）について（案）

成年のうち、「障害等のため就労し独立した生計を維持することが困難という特別の事情を有する方」を対象とする、新たな税額控除（「成年障害者等扶養控除」（仮称））を創設することとしてはどうか。

（対象者（案））

- ① 現行の障害者控除の対象の方
- ② 障害者控除の適用範囲の拡大（市町村長の認定の範囲の拡大）
- ③ 介護保険法に基づく要介護認定を受けた方
- ④ 長期入院など生活面への支障をきたすことが客観的かつ明確であることについての公的機関による証明を受けた方

また、これに先立つ第18回政府税制調査会(12月3日)では、相続税関係で、障害者控除の見直しとして、障害者控除について、控除額を6万円(重度障害者は12万円)×現行は70歳に達するまでの年数を、85歳に達するまでの年数と改正する案が出されました。

これらが実現すれば、冒頭にしました、就労による稼働所得を推し進める各種就労支援策とともに、控除・減免による所得保障政策が少し前進することになります。

しかし、年金給付、手当支給に関しては、まだ手付かず。この4種類の所得保障政策をどのように組み合わせしていくのか、動向を見守らなければなりません。【kobi】

でもなんで、税制調査会の委員の机や資料や椅子はあんなに立派なのだろう。

* 税制調査会（ぜいせいちょうさかい）は、日本の内閣府の審議会の一つ。内閣総理大臣の諮問に応じて、租税制度に関する基本的事項を調査審議する(内閣府本府組織令38条、40条。税制調査会令)。税調(ぜいちょう)ともいう。

2009年に誕生した鳩山由紀夫内閣では、民主党の税制調査会が廃止され、政府税調会長を財務大臣が兼任し国会議員も政府税調に入って議論するようになった。

